

受験番号

平成30年度 横浜国立大学大学院国際社会科学府

博士課程前期 国際経済法学専攻

入学試験（第2次募集）（筆記試験）問題

専門科目

民 法	1
国際私法	2
国際法	4
租税法	5
社会保障法	6
開発協力論	7

[民 法]

以下の2つの問題、第1問または第2問のうちから一問を選択し、解答しなさい。その際、選択した問題の番号を冒頭に掲げること。なお、解答に当たっては、民法の現行規定または2017年（平成29年）改正後の規定のいずれに依拠してもよい。

[第1問]

(1) および(2)の問いのすべてに解答しなさい。(1) および(2)の事例は、相互に独立し、関係がないものとする。

(1) Aは、日本画(甲)を所有している。Bから「甲を譲ってほしい」という申し入れを受けたが、Aには、甲を手放すつもりはなかった。しかし、Bがしつこく懇願するので、Aは、思わず「100万円なら売ってもよい」と答えてしまった。Bは、「それなら100万円で買おう」と応じ、早速100万円を用立てて甲を引き渡すように求めてきた。Aは、甲をBに売り渡す合意の効力を争うことができるだろうか。(配点50点)

(2) Aは、千利休が愛用したとも伝えられる黒茶碗(乙)を所有していたが、ほんとうは乙を贋作(にせもの)にちがいないと思っていた。そこで、Bから「乙を譲ってほしい」と頼み込まれ、あっさりAは乙を手放すことにした。A・B間の売買契約では、乙の代金が30万円とされ、Bは、契約締結後、すぐさまその全額を支払うと同時に乙の引渡しを受けた。ところが、後日、改めてBが依頼した乙の鑑定結果によれば、乙は、紛れもない真作であり、最低でも1,000万円を下らない値打ちのあることが判明した。Aは、Bとの売買契約の効力を争い、Bに対し、受け取った代金と引換えに乙の返還を求めることができるか。(配点50点)

[第2問]

民事責任とは何か。これを債務不履行責任と不法行為責任に大別するならば、両者の間には、どのような相違点が見られるか。具体例を用いて説明せよ。

[国 際 私 法]

ともに日本に居住する日本人女 A と X 国人男 B の間に子 C が出生した。A と B は婚姻していなかった。C が 2 歳の時に B は死亡した。

C が 8 歳の時に A と X 国人男 D は在日本 X 国大使館で X 国法上の方式で婚姻し、その 1 週間後に A と D は A の居住地（東京都）の市長に婚姻届をした。A と D は、婚姻前から、C を養子にしたいと考えている。

X 国法から日本法への反致は成立しないものとする。

次の（1）から（5）までの問題のすべてに解答せよ。

（1）A と C の間に法律上の親子関係は成立したか。C はどの国の国籍を取得したか。

（20点）

（2）C は 6 歳の時に B が C を認知することを求めて日本の裁判所に訴訟を起こした。C の認知請求は認められるか。

（20点）

（3）日本において、A と D の婚姻は方式上有効に成立したものとして扱われるか（実質的成立要件について論ずる必要はない）。

（20点）

以下の（4）と（5）の問題には、A と C の間には非嫡出親子関係が成立していること、C は出生以来日本国籍のみを持つこと、及び、A と D の婚姻が有効であることを前提として、解答せよ。

（4）A と D が婚姻後に C を養子にする場合、D は単独で C を養子とすることができるか、A は単独で C を養子とすることができるか、A と D は共同で C を養子としなければならないか。

（20点）

（5）D と C の養子縁組には、X 国民法 109 条により、X 国の後見裁判所の許可は必要か。X 国の後見裁判所の許可が必要な場合、日本の家庭裁判所の許可（日本民法 798 条など）により代行することはできるか。

（20点）

必要があれば次の資料を用いよ。

X 国民法

(成年)

第 101 条 年齢 18 歳をもって、成年とする。

(婚姻の届出)

第 102 条 婚姻は、家族登録法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

(外国に在る X 国人の婚姻の方式)

第 103 条 外国に在る X 国人が婚姻をしようとするときは、婚姻の相手方が X 国人であるか否かを問わず、その国に駐在する X 国の大使、公使又は領事にその届出をすることができる。

(認知)

第 104 条 嫡出でない子は、その父がこれを認知することができる。

(認知の方式)

第 105 条 認知は、家族登録法の定めるところにより届け出ることによってする。

(認知の訴え)

第 106 条 子、その直系卑属又はこれらの者の法定代理人は、認知の訴えを提起することができる。ただし、父の死亡の日から 5 年を経過したときは、この限りでない。

(配偶者のある者の縁組)

第 107 条 ① 配偶者のある者は、その配偶者とともにしなければ、縁組をすることができない。ただし、夫婦の一方が他の一方の子を養子とする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。
② 配偶者のある者が縁組をするには、その配偶者の同意を得なければならない。ただし、配偶者とともに縁組をする場合又は配偶者がその意思を表示することができない場合は、この限りでない。

(15 歳未満の者を養子とする縁組)

第 108 条 養子となる者が 15 歳未満であるときは、その法定代理人が、これに代わって、縁組の承諾をしなければならない。

(未成年者を養子とする縁組)

第 109 条 未成年者を養子とするには、後見裁判所の許可を得なければならない。

(縁組の届出)

第 110 条 養子縁組は、家族登録法の定めるところにより届け出ることによって、その効力を生ずる。

[国 際 法]

次の第1問、第2問および第3問のすべてに解答しなさい。

[第1問] 海賊（行為）に関する国際法について整理し、日本が「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」を制定した背景について述べなさい。（30点）

[第2問] 国際組織の意思決定方式について述べなさい。（30点）

[第3問] 下記のすべての用語の意味について略述せよ。（各8点）

- ① 強行規範 (*jus cogens*)
- ② 国家の二重機能
- ③ 自助 (*self-help*)
- ④ 軍事目標主義
- ⑤ 結果の義務

[租 税 法]

次の第1問又は第2問から一問を選択し、解答しなさい。その際、解答の冒頭に、選択した問題の番号を記載すること。

[第1問]

所得税や法人税は所得を課税物件とする租税であるが、それらの税目における違法な収益の計上時期について論じなさい。

[第2問]

租税に関する規定を置く条約（国際成文法規範）にはいくつかの種類が存するが、そのうち、所得に対する二重課税の排除のための条約（いわゆる租税条約）について、その国内直接適用可能性について論じなさい。

[社会 保 障 法]

次の第1問から第3問までの中から二問を選択し、解答しなさい。その際、解答の冒頭に、選択した問題の番号を記載すること。(各50点)

[第1問]

社会保障制度は「社会保険」「福祉サービス」「公的扶助」「その他」に分類されることが多い。これらが具体的に何を保障しているのか、その内容を他との相違点を意識しつつ説明しなさい。

[第2問]

高齢者の入所用ベッドを確保するために、市町村が特別養護老人ホームに補助金を支出する事例が後を絶たない。これをめぐる課題を、介護保険制度との関係と関連判例を踏まえて述べなさい。

[第3問]

平成29年9月8日、政府は人生100年時代構想推進室を設置し、9月より「人生100年時代構想会議」を開催している。人生100年時代の課題を説明し、これに向けてどのような法政策が必要か私見を述べなさい。

[開発協力論]

第1問または第2問のうちから一つを選択の上で、解答せよ。

[第1問]

途上国の開発を阻害する制約条件を具体的に特定（複数とりあげても構わない）した上で、その制約を克服するための方策について論じよ。

[第2問]

国際援助がうまくいかないとしたらなぜか、そのメカニズムを理論的に説明した上で、解決案を提示せよ。

